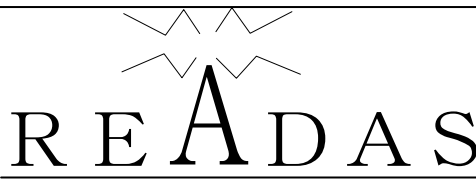


第 4752 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月18日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 請負工事に係る消費税の経過措置

**Q**：請負工事にかかる消費税の経過措置は、どのようになっていますか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

請負工事にかかる消費税の経過措置は、事業者が、平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した請負工事にかかる契約等に基づき、改正日以後に課税資産の譲渡等を行う場合には、旧の税率が適用されます（ただし、平成25年10月1日以後に請負金額等が増額された場合は、その増額部分は除かれます）。なお、この場合には、事業者は、相手方にこの経過措置の適用を受けたことを書面で通知しなければならないこととされています。

また、この場合において、契約書の作成は適用要件になっていませんが、経過措置の適用があることを明らかにするためには、契約書その他の書類により明らかにしておく必要があるでしょう。

なお、この取扱いは、平成25年9月30日までに契約等を締結し、改正日以後に目的物の引渡し等が行われる工事に適用があるものですから、改正日前に工事に着手しているかどうかやその契約に係る対価の全部又は一部を収受しているかどうかは問われません。

また、下請工事についても、契約の時期等がこの要件を満たす場合には、この取扱いが適用されます。

